

総合区素案に関する住民説明会

《旭区》

■日 時：平成29年12月15日(金) 18:59～21:00

■場 所：旭区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

旭区長の花田でございます。

(花田旭区長)

こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の井上でございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして花田旭区長よりご挨拶の方を申し上げます。

(花田旭区長)

皆さん、こんばんは。旭区長の花田でございます。

本日はお忙しいところ、総合区の説明会にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。また、平素は旭区政、大阪市政に多大なご協力、ご支援を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

本日の総合区の説明会でございますけれども、実は、大阪市では新たな大都市制度とい

うことで本日ご説明を申し上げます総合区という制度と、そして特別区という制度、この大きく二つの制度を本日ご説明していただきます副首都推進局の方で検討しております総合区の分、それから法定協議会という法律で定められた協議会で検討をしていただいております特別区という、大きく二つの制度がございますけれども、本日は総合区の方の説明会になります。

11月3日から今月12月23日まで各区24区で説明会を開催していただいております、本日は16回目になります。ほとんどが旭区民の皆様ということを思っておりますけれども、本日の説明会、よくお聞きいただく中で分かりにくい言葉があったりとか、分かりにくい表現といいますか、そういうものがもしかしたらこの中にもあるかもしれません、ご遠慮なく聞いていただきまして、本日の説明会、しっかりこちらの方も副首都さんに説明をいただいて、皆様のご理解を深めていきたいと思っておりますので、どうぞ本日は長時間になります但よろしくお願いたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の田中の方より、本説明会の開催趣旨をご説明申し上げます。

(田中副首都推進局理事)

改めて副首都推進局の理事の田中と申します。

本日は寒い中、またこんな遅い時間帯にもかかわりませず、総合素案に関する住民説明会に足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

先程区長からのお話とも少し重複しますかもしれませんが、きょうの説明会の趣旨を説明させていただきます。

現在、大阪市と大阪府におきましては、副首都大阪の確立に向けた取り組みを進めているところであり、本年3月に副首都ビジョンというものを取りまとめております。その概要をまず説明させていただきます。

東京一極集中が進む中で大阪が長期にわたって低落傾向が続いている反面、人口の減少、超高齢社会が三大都市圏、東京とか名古屋とかの三大都市圏の中でも最も早く到達する見込みということで、こうした課題の解決を図っていくため広域機能の強化と基礎自治体としての機能の充実の取り組みを進めていく必要があります。

こうした取り組みを制度面から支えるため、新たな大都市制度の検討を行っておりまして、この新たな大都市制度として総合区という制度と特別区という二つの制度があります。この制度は全然、名前、言葉はよく似ていますが制度は全く違いますので、その違いというのをよくご理解いただきたいと思っています。現在、この両制度案の作成に努めておるところであります。

総合区は今の大阪市を残したまま24区という区の形を、区という形でかえ特区の役割をかえまして、区長や区役所の権限を拡充してできるだけ身近な区役所に仕事を移して、区長の判断で決めることができるようにするものであります。もう一方の特別区というのは大阪市をなくしまして、新たな自治体、別の自治体としての特別区を設置するものでございます。

本日はこれらの内の一つ、総合区の素案を作成しましたので、総合区はどのような仕組みでどのようなものかについて、この資料を用いて説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきます総合素案につきましては、現在、市議会の方でご議論いただいているところでありまして、今後、議会の議論を踏まえて必要に応じて修正されることがありますので、確定したものではございません。

また、先程区長からもありましたけれども、特別区にかかわっては大都市制度特別区設置協議会という場を設けて、そこで議論を行う必要がありますが、現在、この協議会におきまして特別区の案に係る議論が進められているところでございます。

総合区、特別区のいずれの制度を選択するかにつきましては、住民の皆様にご判断いただくこととしておりまして、議会議論などを経て今後、それぞれの案を取りまとめていくこととしております。

本日の説明会は総合区素案の内容を説明するために開催するものでありまして、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選んでいただくという場ではございません。そのため、素案や制度と関係のないご発言や政治的なご主張ということとはご遠慮いただきますようお願いいたします。

この後、1時間程少し長い説明にはなりますけれども、できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、入口で配付しましたお手元の資料に沿いまして、先程田中の方からございましたけれども、1時間強、その資料に基づいてご説明させていただきます。

その後、皆様方から説明内容に対するご質問をお受けいたしたいと存じます。

なお、入口でアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収させていただきますので、こちらも記入をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の井上よりご説明申し上げます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の井上でございます。

お手元のパンフレット、「総合素案に関する住民説明会資料」、これに沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず表紙の下側でございます枠囲みのところでございますが、本資料等の位置づけ等を記載しております。先程の理事からの説明等も重複いたしますけれども、本資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について行政として取りまとめた総合素案をもとに本説明会の資料として作成したものでございます。

この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論も踏まえ、必要に応じて追加、修正されていくこととなります。

また、総合区とは別に特別区についても現在制度設計等の議論、検討が進められている

ところでございまして、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

ページをめくっていただきまして、1ページから2ページの見開きでございます。

「総合区設置後のイメージ」をごらんください。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側、現在の大阪市は市長の下に局と24の区役所があることをお示ししています。局は大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織があり、我々の副首都推進局もその一つでございます。

現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして区役所は地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししています。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所が変わっています。

今般の総合素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区には区によって異なりますが、二つから四つの地域自治区事務所を設置いたします。

総合区を設置することによって主に何がかわるかにつきましては、左上の局から右の中程へ抜けた矢印をごらんください。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますが、矢印の先の右側、8総合区役所の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになりますと、それに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明いたします。

一方で、左の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横への矢印で、住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の総合区の中の24地域自治区事務所の枠囲みに記載しています住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位でそのまま行うことになります。

右枠に、地域の実情に応じた施策の実現と記載しているところに3点記載しておりますように、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するため市長に意見を具申する仕組みも構築いたします。要するに、総合区を設置することによって住民の皆さんへの身近なサービスについては今より身近な地域において判断することになります。

それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を渡して、総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備することをあ

らわしています。

上にある総合区設置後の市長の横の括弧をごらんください。住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きでは、総合区設置によって何が変わるかの大きなイメージを申し上げましたが、この後、それぞれの項目ごとにより詳しくご説明いたします。

3 ページをお開きください。

目次に示しております通り、本日は、総合区素案の内容 1 から12の項目と各総合区の概要についてご説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、本資料で示しておりますコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としております。

4 ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それが総合区制の検討とどう関連するのかについて、考え方を示したものがこのページと次の 5 ページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向が続いており、府市において一本化した成長戦略——成長戦略と申しますのは、産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす府市共通の長期的な方針でございます——この成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、地方分権改革が道半ばであることなどを示しております。

こうした課題の克服に向け、中程の記載でございますが、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」について、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして、矢印の下ですが、東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。

これらの実現のためには、一番下の記載ですが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

5 ページをお願いいたします。

5 ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」でございます。ここに示しておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考え、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明いたします。一般的な都道府県と

市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。

ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているのが現状でございます。よって、その下の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において、大阪府と大阪市の協議・調整を行っております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めております。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントをいたします。

表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長が予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能につきましては、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と同様ですが、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること、特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定するということをお示ししています。

大阪における大都市制度改革、総合区、特別区、両制度の違いなどの説明は以上でございます。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」をご説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下、左の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築いたします。

また、右横の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明いたします。中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しております。

なぜバランスを考慮するのかにつきましては、右下の枠の「総合区の区数」をごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。またその下には、「体制整備に必要なコストを抑制します」と記載しております。

これを補足いたしますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要がございます。その際、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させることになりますので、仮に24区に分散する場合は、今の1カ所から24カ所ということになり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要がございます。

このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それに多大なコストをかけずに効果的、効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示しております。

なお、左側の「総合区の仕事」の欄に、「一般市が行う仕事をベース」とございますが、ここでいう一般市の事務とは、例えば松原市や守口市といった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うということを意味しております。

こうした考え方により、下段に記載のように、住民に身近な行政サービスと、それに合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区へ合区が必要と考えているものでございます。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

総合区の仕事と区数についての説明は以上でございます。

7ページをお開き願います。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りににつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。①先程の説明にもありましたように、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しております。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しています。

この資料でお示しする区名、第一区から第八区はあくまでも仮称でございまして、北に位置する区から順番に番号をつけたものとしております。

本日ご説明に伺っております旭区につきましては、北区、都島区と合区する区割りとなっており、仮称、仮の名称でございますが、第二区としております。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしております。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として、住民の皆さんからの近接性、庁舎までの距離でございます。それから交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間でございます。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。以

上の３点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかといった点や、あるいは近隣市有施設の状態などを勘案し、総合区庁舎を選定しております。

その結果としまして、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区から第八区まで記載の通りとしておりまして、この旭区が含まれます第二区は現在の北区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。

ただし、表の下、欄外に記載してあります通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性があります。

なお、繰り返しのご説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持すべく、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施することとしております。

続いて、区の名称についてご説明いたします。区の名称は方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとし、総合区設置決定後、設置するまでの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページ及び10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてご説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案等の仕事は、今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は白抜きで示しますように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して図の右側では、白抜きで総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示しております。さらに、総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と、現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示しております。

もう一度、図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などをお示ししています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお

示しております。

再び、図の左側の下段をごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。

現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区で実施としており、これまでどおり実施することとしております。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて、8総合区で実施することとしております。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果をお示しております。こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施することをお示ししています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししています。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかとということをお示ししています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として

地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししています。

総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なる点がございますが、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししています。

ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししています。

イメージ①では、保育所の設置認可についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、保育所の設置認可につきましては、保育所の数など、①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため、②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っておりますが、総合区設置後には下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定など、市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果としてお示ししています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしております。これにより住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかとといった効果をお示ししています。

13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといた効果をお示しています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市民的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといた効果をお示ししています。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。上の図をごらんください。

現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定します。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといた効果をお示ししています。

この15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとで期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区することとしています。一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなど、合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反

映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

中段の左、総合区政会議に係る枠囲みのところをごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。さらに左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上でございます。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」についてご説明いたします。

17ページの上段に示しますように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置いたします。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。先程ご説明しましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨でございます。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち、八つの地域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担いま

す。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございまして、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございます。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示ししたものです。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示しますように、現在の局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の「総合区設置後」の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員をお示ししています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段の（参考）について、表の上段、「①総合区役所」は、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載したものでございます。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策企画、地域まちづくりなどの事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しております。また、表の下段、「②地域自治区事務所」は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様にお示ししています。

総合区の組織体制についての説明は以上でございます。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」についてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自立性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしております。より具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」でございますが、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。左の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算の約82億円に加え、各局で予算計上

し、区長がCM、シティ・マネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円ございます。

これに対し右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでおります。

なお、このイメージ図において、左と右でそれぞれの金額を合計しても同額にはなりませんが、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載していることによります。大阪市全体の予算の中で、区に関する予算が占める割合が総合区後は増えるといったことをあらわしております。

19ページに戻っていただきまして、中程上から三つ目の枠でございますが、そちらをごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。

また、現状においても、インセンティブ制度として区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源は、区の支出に使える制度を設けておりますが、総合区においても同様にインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上の行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対しまして、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして、総合区長に予算意見具申権が付与されております。これは市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みを整備いたします。また、各局が所管する仕事のうちで、住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。

具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見交換をする場、仮称としてサマーレビューとしておりますが、こうしたものを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことをお示ししています。

こうした取り組みを通じ、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

総合区における予算の仕組みについての説明は以上でございます。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」についてご説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管することとしています。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しておりますように、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の身近な施設は総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。

住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

総合区の財産管理についての説明は以上でございます。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」についてご説明いたします。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しています。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取り換え経費などでございます。

コストについての説明は以上でございます。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についてご説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

総合区の設置の日についての考え方は以上になります。

その下の表は、参考資料として大阪市と人口100万以上の政令指定都市の1区当たりの人口等を比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示ししたものでございます。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をそれぞれお示ししております。本日お伺いしております旭区については、24ページをごらんください。

北区、都島区と合区した後の第二区の概要をまとめております。例えば平成27年人口は32万2人であり、平成47年の将来推計人口は29万7,982人と見込んでおります。第二区の

特徴としては右下の欄でございます。西日本最大の地下街、大川・中之島エリアにある歴史的建造物や美術館などの文化集客施設、毛馬桜之宮公園などを有し、都市基盤が充実するビジネス・商業エリアです。西日本最大の利用者数を誇る大阪梅田ターミナル周辺では、「うめきた」をはじめとして大型民間開発プロジェクトが進んでいるほか、三つ目の丸でございますが、（仮称）大阪新美術館建設等による中之島エリアの文化芸術拠点化や再生医療国際拠点化、なにわ筋線の新駅開設による鉄道ネットワークの充実等が計画されているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として、第二区についてご説明いたしました。

私の説明は以上でございます。どうもご清聴ありがとうございました。

（司会）

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい事項が5点程ございますのでお聞きください。

一つ目は、冒頭、担当の方から申し上げましたが、ご質問等に関しましては総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係ないものあるいは政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、どうぞご容赦の方をお願いいたします。

二つ目ですが、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。お座席の方まで担当の者がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、恐れ入りますが、必ずマイクの方を通してご発言くださいますようお願いいたします。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問の方ですけれども、発言機会1回につきまして一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、私の方からマイクをお返すよう依頼がございましたら、ご返却いただきますようご協力の方をお願いいたします。

四つ目ですが、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじ等につきまして、進行上支障となるような行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後でございますが、質問の際には特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭に申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点もご留意いただきますようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様方の方からご質問をお受けしたいと存じます。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

そしたら、真ん中のブロックの前から2列目の方です。はい。座って結構です。

（市民）

すみません、基本的な質問で申し訳ないんですけれども、1ページ目の現在の局があり

まして、保健医療、福祉、教育、産業、卸売市場、港湾等とありますね。その後ろから二つ目の産業、卸売市場と港湾は、総合区となった場合はこれは局に入るのか、それとも8総合区役所、その辺がよく分からないんです。恐らく港湾は大阪市に残ると思うんですけども。

(田中副首都推進局理事)

ありがとうございます。

ご質問の左のところは産業とか港湾とか分野で書いていますので分かりにくいかと思いますが、ご指摘がありましたように、港湾というのは大阪市一本でありますので、上の局の方になります。それが例えば成長戦略・広域的なという形になっておりますので、産業も大きな意味の企業の誘致とか、そんな施策につきましては局という成長戦略になります。

例えば小さく地元の商店街振興とか、そういう部分もひとつ例えば産業の一部と捉えたら、一部、総合区になる部分もございます。卸売市場は当然、中央卸売市場とか東部市場とか南港市場ございますけれども、これは局の所管ということになります。分野という施策分野を分けているので分かりにくかった等ございますけれども、ご指摘の通りでございます。

(司会)

次の方、ご質問のある方、挙手を願えますか。

そしたら、左のブロック、前から4列目の方。はい。

(市民)

まずは、きょうは私たち区民の意見を直接聞いていただける機会をつくっていただき、どうもありがとうございます。

それで質問なんですが、幾つかイメージ図があってずっと説明されていたんですが、この用紙によると私たちの区は、北区と都島と三つが一緒になるということなんですが、ここに書いてあるように、三つになったからといって急に良くなるのかなというのがどうもイメージとして沸かない。それぞれの区がもっと改良できる部分があって、それをやった方がもっとできるのがいっぱいあるんじゃないのかな。

というのは、ネットで調べてみると、毎日新聞の記事に大都市で20都市で総合区を導入しますかと質問していたら三つしか導入を、大阪市を含めて三つしかなくてほかのところがないと。導入しない理由が、現行制度で区役所の機能強化に取り組み、きめ細かなサービス提供ができて、仙台、埼玉、京都、広島、福岡と。だから現実にもっとやればできるんじゃないのかなというふうに思っています。

それでも、確かに区長が例えば市議会で選ばれることによって、例えば予算化ができるだとか、そういうのは確かにあるんだと思います。ただそれは別に合区しなきゃ駄目なのかじゃなくて、24区、そのまま全部総合区にしてもいいんじゃないのかなと。

ここに来る前、総務省のホームページを見て、総合区のところを見ていましたけれども、要するに合区しないと総合区になれないとか一言もないので、24区そのまま、もしどうし

てもそういうことが必要であるんだったら総合区にしたっていいんじゃないのかなと。しかもその決定は別に住民投票じゃなくて市議会でできるはずですから、住民投票をやったらすごくお金がかかりますよ。今、合区することで60億近くのお金がかかると書いていましたけれども、もっとかかると思いますし、そんなコストも必要じゃなくなるし、また、合区による新たなコストも必要じゃないのかなというふうに考えています。

ただその一方で、広域でやる政策というのは必ず必要だと思います。例えば私たち旭区はすぐ横に淀川が流れていますけれども、水害とか起きた時に、ただ、じゃ、北区と都島と旭区だけで問題解決するのかと、そんなことないですよ。もっとほかのことも必要ですし、あるいは大阪市だけではなくもっと上の市長さん、そこと全体で考えないといけないので、それはそれで総合区にするかどうかは別に、ちゃんと連携しないかるところはちゃんと連携すればいいと。それは現行制度ではできないということはきっとないと思うんですよ。それはもし法的なものが必要だったらそういう法律をつくれればいいだけの話であって、もっとやれることはたくさんあるのかなと思います。

ですから、説明していただきたいのは、三つとかそういった合区する必要はないんじゃないのかなというのが1点と、もしするんだったら一つずつやったらどうなのというのが質問です。

（田中副首都推進局理事）

どうもありがとうございます。

質問が少し多岐にわたるので十分きちっと答えられるか分かりませんが、まず、他都市では総合区をめざさないのではないかとといった部分の質問もございました。それにつきましては、やっぱりそれぞれ人口とか、区数とか、それから今、自身が持っている区役所の権能というのも差がありますので、必ずしも他都市でやっていないからこの制度はどうかのということではないと思います。法律的には確かに24区、各区のまま総合区にするのもできます。あるいは幾つかにまとめて総合区にするのもありますので、法律的には24区のまま総合区と、できるのはその通りでございます。

それでなぜ合区という形で総合区をめざすのかという部分の質問なんですけれども、要は今何かの事業をやる時に局が実施部隊を持って例えばやる、工営所なんかも局の傘下にあって、局長がその職員を探してやっていると。当然、区長から局にこういうことをしてという要望とかいうのはできますけど、今回の発想は、工営所を例えば区長のもとの区職員としての組織にしようということです。局が持っている仕事をできるだけ局の組織とともに区役所に移していこうというのが一番大きな発想です。

そうなりますと、24区に同じような体制を全て整えるとなると、さすがに職員数が非常に多くなり過ぎるということで、一定、区役所のまとまりを持たせれば何とかむちゃくちゃ大きな組織ならずに済むやろうということで、一応8区程度ならある程度事務を落としていっても間に合うということで、8区という合区が必要ではないかという主張になります。その時も局の業務全てを区に持っていくのではなくて、やはり地域でやるべき業務というのを切り分けてやりますので、先程防災とかいう観点があった、大きな例えば川の治山治水とかという業務は、局の業務で残してやはり局が区境を越え、川というのは当然区境を越えて流れておりますので、それは局の方で一体的に、例えば堤防とか防潮堤とか、

そういった施策あるいはこういう災害を想定したという施策はやります。あくまで区の方に移すのは、区長の差配でやった方が望ましいような、地域に密着したようなサービスを移していくという発想です。

ですので、合区しなければならないのかというご質問に対して、いわゆる区に組織を一定整備するためには、一定まとまりのあるものが必要やということで、24区単位にすると非常に執行組織を移せないというような思想で合区をする必要があるとしております。

それで大体、あともう一つ、総合区は確かに議会の議決だけで移行できますので、住民投票という手続は不要になります。

大体ご質問にお答えしたつもりなんですけれども、何かもし漏れていたら今、すぐリターンしていただきたい。大体お答えしたつもりなんですけれども、よろしいですか。何か、ここだけちょっとお時間もありますので、ここだけ1回、答えていない部分があったらご指摘を簡単に。申し訳ございません。

(市民)

やっぱりよく分からないのは、どうして幾つかにまとめなきゃいけないのかというのが分からなくて、それぞれで同じような組織に今は全然できていないのかという話なんです。それは多分それぞれの区役所がちゃんとみんな頑張ってやってはと思うし、それだったらその区役所間で、三つの区役所がちゃんと一つの会議を持ってそこでやればいいだけの話であって、わざわざ総合区にして三つの区を一つにしなきゃいけないと、そっちの方が事務のコストだとか、いろんなものがたくさんかかるので、はっきり言ってそんなことをするよりもっと別のことをした方がいいんじゃないのというのが私たち区民、私が思うところでございます。

(田中副首都推進局理事)

その部分だけ1点だけ、さっき区の方に組織を持ってくるということで、区長に予算を渡しますので、その事業をするに当たっては区長が予算を執行決定できるという意味でも、一つの区長権限の強化という点では考えているところでございます。すみません。

(司会)

そしたら、左のブロックの、今の方の後ろの列の方ですね、通路側の方です。

(市民)

私も最初聞いている時は、総合区にする必要があるのかなと思いながらずっと聞いていたんですけども、12ページの道路の穴ぼこが、公園の樹木が伸び過ぎとかというところを見て、確かに旭区、自転車で走ったり歩いたりしていても、ブロックが引いてあるんですけども、とても危ないんですよ。平らなところに引いたんじゃないくて、もともとアスファルトがこんなこんななっているところに、そのアスファルトを整備せんと引いているから本当に危ないんですね。それを思った時に、大阪市の区は割と、特に旭区は面積が小さいからこういうこととか、それが広くなったらもうちょっとそういうことも平らにきれいに成形してもらえるのかなと思ったんですね。そしたらやっぱり一つの区で考

えるのではなくて、もうちょっと地域を広げて考えたら、そういうふうな景観とか、大阪市がもう少し美しいまちになるかなと思いました。

確かに、住民票とかそういう機能は今の役所に残してというところは、その辺を聞いていたら総合区にする必要という疑問もあるんですけども、地域をもうちょっと大きな目で整備していくということを考えるんだったら総合区にする意味もあるなと思いました。

それと、そんなんだったら大阪市全部で総合区みたいにして、大阪市を本当に日本の第2の都市としてのまちづくり……

（司会）

ちょっとまとめていただければ。

（市民）

そうですね。まちづくりをしていただけるのなら、それが一番ありがたいかなと思いました。

例えば東京だったら先日もオオテマエドオリ（ママ）というきれいな……

（司会）

すみません、ちょっとまとめていただいて、すみません。申し訳ないです。

（市民）

だから結局、総合区にした方が、私もよく分からないんですけども、総合区にしたら大阪市のまちがちょっとでも美しくなるのなら、それもいいかなと思ったんですけども。

（司会）

それはご意見として伺えばいいですか。

（市民）

質問です。

（司会）

質問ですか。別にご意見でも結構ですし、ご質問でも結構ですけども、もし質問であれば、このところがというところをもうちょっとすみません、私の理解があれなんですけれども、明確に言っていただければなというふうに思うんですけども。

（市民）

分かりました。質問は総合区にしたら大阪市の景観というか、まちづくり、美しいまちづくり、緑が多いまちづくりとしては役立つでしょうかということにしておきます。

（司会）

ありがとうございます。

(田中副首都推進局理事)

非常に難しいご質問と思います。総合区になれば、今こういう具体的な施策がこう実現するというのはお答えすることはできません。やはり事業をするに当たっては予算というものが必要になりますので、その予算というのは時々によって変わっていきますので、その中でその予算をどう重点的に使うかという点はあると思うんですね。その重点的に使うのを誰が決めるのかということで、市長が決めるのか、区長が決めるのかということで、きょう、どちらの制度がいいとかいう場ではございません。あくまで総合区制度とはどういう仕組みで、特別区とはどういうということを考えていかなあかんということで、ですので、その意味では先程申し上げましたように、総合区になれば今より総合区長の方に例えば局から事務を落とす、その事務を落とすことにかかわって予算もつけるということで、その予算の執行を誰ができるかということで言えば、今、例えば局長が執行している分も区長が予算を執行するようになる。その時に区に係る施策にどの分野に重点的に判断していくかというのは区長さんがお決めになるという、そういうシステムの変更だという形でご理解いただきたいと思います。

(司会)

すみません、そしたら、右の列の前からすみません、5列目の通路側のすみません、まずは。はい。

(市民)

すみません、私も総合区にするのは24区のままでいいかなと、先程男性の方が仰ったものに賛成なんですけれども、総合区になった場合、区によっていろいろ、どこまで総合区が権限を持つかわからないんですけれども、区によって保育所とか、施策、住民サービスですか、そういうのが変わってくるんじゃないかなと。その辺よくわからないんですけれども、予算を市長に要求して、その総合区が予算をもらう訳でしょう。そしたら各区によっていろいろ保育所がたくさんできる場所もあったりとか、全然ないところがあったりとか、区によってそういう住民サービスが変わってくる可能性はあるんですよ、総合区。そうならば、同じ大阪市なのに区によって社会保障の住民サービスが違うというのはどうかなと私は思うんですけれども。

(司会)

まずその辺についてお答えさせていただきます。

(田中副首都推進局理事)

少し誤解があったらいけないと思いますが、例えば今、乳幼児の医療費助成とか、それから教育の無償化とかいうオール大阪の市として施策をやっているのがありますね、敬老優待。こういった市に、総合区になっても当然大阪市民ですので、その市民としてどこの区にいらっしゃっても市民であることには変わりませんので、その市民の人が権利・義務において差が生じるということは、これは許されませんので、基本的な施策というのはど

この区に居住されても同じです。

ただ先程言いましたように、この区は例えば非常に待機児童数が多いから、例えば保育所をもう少し充実したいということで市長に対して予算要求をすると。それは確かにこの区はここに例えば重点的に予算を配分した方が逆に言えばイコールになるやろうということで区長さんに予算配分をしますけれども、その時もやっぱりある市において不公平が出ないように、いわゆる幾らかぼんとお金を渡して自由に使ってくださいよという趣旨でお金を渡すという訳ではありません。あくまでその区の事情を反映して、その区に判断を任せて、少しそこは手厚くした方がそれはかえってトータルで公平になるというようなこと、そういうバランスを持って配分しますので、総合区になってAという区によって、Bという区によって極端に受ける施策に差が出て、権利・義務に差が出るということはございません。

(司会)

そしたら、右のブロック、今。はい、すみません。はい。

(市民)

今の説明を聞かせていただいて、4ページの前提になっている長期低落傾向の歯どめ、あるいは人口減少、超高齢化社会の歯どめ、あるいは地方分権、総合区になれば国の税財源が来るんか言うたら、そんな話は全然なかったと思います。

その前提で意見と質問をさせていただきますけれども、5ページのところの下段に総合区と特別区の制度比較をしていますけれども、特別区の制度の中で基礎自治体である特別区と書いていますけれども、本当に特別区は基礎自治体ですか。

というのは、特別区は特別地方公共団体です。大阪市は普通地方公共団体です。普通地方公共団体の場合はあくまでも基礎自治体です。特別区は特別地方公共団体であって基礎自治体ではありません。というのは、合併とかあるいは隣の市と、例えばこの二区の場合でしたら守口市と合併しようかいうたらできない。そういう能力のない特別区になることをもって大阪市と同じ基礎自治体ということは、いかにも特別区を誘導しようという魂胆があるんじゃないかというふうに思いますので、きちっとした基礎自治体の定義をしていただきたいと思います。

以上です。

(田中副首都推進局理事)

まず、どちらかに誘導するために資料をつくっているということではないということをご理解いただきたいと思います。今仰ったように、地方自治法上の位置づけとしては、特別区は仰るように特別地方公共団体であって、大阪市あるいは守口市とか、普通の地方公共団体、普通の市町村は一般の普通地方公共団体ということは法律上定義づけられています。

ただ特別地方公共団体の特別区も、平成12年に地方自治法が改正された時には、特別区も一般の市とみなすという形で、特別区も地方公共団体の地位向上のためにずっといろんな手続をとってききましたけれども、基本的にはそういう普通地方公共団体、特別地方公共

団体という違いはありますけれども、基礎自治体というんですか、自治体という意味では同じ評価をしてもいいのではないかなと思っています、その意味では。

そこは確かにここをどう解釈するかという差は出るのかもしれませんが、普通、特別かとしても地方公共団体という位置づけという意味では、特別区もそういった基礎的自治団体ではないかと理解しています。

(司会)

そしたら、他におられますか。そしたら左の前から3番目の、はい。

(市民)

前回の説明会の時には、総合区、特別区なんですけれども、総合区の方が多かったんですけれども、今回は総合区で、特別区の説明会はあるんですか。

(田中副首都推進局理事)

特別区につきましては、最初に言いましたように、特別区の場合は大都市設置法という法律がございまして、そこで特別区設置協議会という協議会をつくって特別区素案を定めるとなっております。今はまだその素案の作成中でございます。素案ができて協議会でこの素案がマルやということになると、大阪市議会と大阪府議会の方に協定書が送られて、その協定書が両方で可決、マルとなりますと、今度それを両議会でマルになりますと住民投票にかけるとなりますので、その住民投票にかけるに当たっては住民に説明しなければいけないということで、前回はいあいう形で住民説明会を開催させていただきましたので、今回も基本的にはそういう住民説明会という場を開くこととなりますけれども、そのタイミングでの説明ということになります。

(司会)

そしたら、ほかに。そしたら今の方の後ろの方、はい。

(市民)

選挙で決めるんですか、これは選挙で。特別区と総合区というのを選挙で決めるということですか。

(司会)

そしたらそこにお答えさせていただきます。よろしいですか、今のご質問。

(市民)

それと選挙すんねやったらいつするんですか。

(司会)

分かりました。そしたら選挙するのかどうかとスケジュールですね。

(田中副首都推進局理事)

選挙というのは、総合区にするか、特別区にするかの選挙をするのかというご質問でよろしいですか。手続的なことを申し上げますと、総合区につきましては、最初にありましたように特に住民投票という手続は不要でございます。いわゆる総合区に関する条例をつくって、それを市議会、大阪市の議会だけで議決していただいたら総合区という形に移行できます。

それに比べまして特別区になる場合には、先程申し上げました大都市設置法という、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というのにきちっと手続が定められておりまして、これは先程両議会でマルをもらったら住民投票にかけるという、そこが今、選挙という言葉になると思いますけれども、特別区に行きますか、行きませんかは大阪市民の方を対象にした住民投票をして、それで賛成が反対を一票でも上回ればマルという形になりますので、そうするのと、今度、総合区と特別区を決めるタイミングはいつやねんというご質問があったと思いますけれども、それについてはまだ検討中ですので、きょう、こういうタイミングでこうするということはまだ説明できません。今そこについてどうするかを検討中ということでございますので、申し訳ございませんけれども、きょうのタイミングではここまでの回答でご理解いただきたいと思います。

(司会)

そしたら、ほかの方。そしたら左の列の前から、真ん中ぐらいの通路の女性の方。青いシャツ、はい。

(市民)

ありがとうございます。

三つ四つあるんですけども……

(司会)

ほかの方もあるので、なるべく簡潔にすみません。

(市民)

まず、一つは大阪市民に聞くなら、特別区と総合区と今のままの大阪市でいいというなぞ3択がないのかという。大阪市民からしたらどこから降ってきたんやというようなことな訳ですよ、前から説明してくれていますけれども。そこを3択の余地はないのかということ。

それとあと一つ、税収がどんどん、法人税とか、大阪の税収が減っているというのは、ここにグラフとか数字が全然ないんですけれども、どれぐらい減っているのか。ネットで大阪市をちらっと見たところ、そんな住民投票せなあかん程激変しているのかといったら、私にはそう見えなかったもので、そこをもし何か数字とかで教えてくれるなら教えてほしい。

(司会)

そしたらその二つ。

(市民)

まだありますよ。

(司会)

またほかの方が手を挙げられて、終わられましたらよろしいですか。

(市民)

説明書の……

(司会)

まず、今の二つをお答えさせていただいてよろしいですか。

(田中副首都推進局理事)

まず、3択はないのかというご質問ですけれども、まず市長の認識としては、最初に冒頭申し上げた課題に対処するには、現行制度のままでは無理があるということで、総合区または特別区をめざそうという形になっております。

先程手続を申し上げましたように、まず総合区につきましては条例をつくって市議会でご議決いただきますので、仮にもしそこで議決がペケということになりましたら、総合区へは行かないということにはなります。また、あと特別区に移行するためには住民投票が必要ということですので、もし仮にまた住民投票でペケとなったら特別区には行きませんという、その結果、そういう結果になるということしか申し上げることはできません。

それとあと、税収につきましては、すみません、手元にすぐに資料がございませんので、確かにリーマンショック以降、少しずつ景気は回復しているので、その辺を全体で見た時に、法人の営業が回復しているということは税金というのは少し回復している部分もあるかと思いますが、ただ問題意識としては、もう少し長期スパンに立って、今後、少子高齢化が非常に進展していく中で今のままでいいのかというのが課題認識ですので、確かに税収を短期的スパンで見るのではなくて、もう少し10年先、20年先というスパンで見た時に、今のままであり続けるのがいいのかどうかというのが市長の提起というふうにご理解いただきたいというふうに思います。

(司会)

そしたら、前の、こちらの列の前から3番目の、はい。

(市民)

遅くまでご苦労さまです。ありがとうございます、いろいろ質問させていただいて。

お聞きしたいのは、総合区長についてです。僕、東京におりましたので、東京の区長というのは選挙で選ばれますよね。何が言いたいかというと、権限の大きい区長をどういう形で誰が選ぶんやという問題、東京とそれは同じですか、違うんですかという端的な話と、これが質問です。

それに絡んで意見なんですけど、予算の見える化というのは非常に必要なことだと思うんですね、どんな場合でもクリアで分かりやすいというのは。それで説明責任という表現をされてましたよね。比較可能なようにと書いてあるんだけど、これは住民に対する先程の説明を含めて説明責任なのか、それとも府とか市とかそっち側の予算許可権限を持っているところへの説明責任なのか、どうもこの説明資料だけではちょっと違うなという感じのところがあるので、そこら辺も教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

（田中副首都推進局理事）

まず、1点目のご質問ですけれども、総合区と特別区というのが全く違うということをご理解いただきたいと思います。東京は特別区でございますので、先程基礎自治体かどうかというご議論もありましたけれども、特別区の場合は公選の区議会、区長が置かれますので、いわゆる例えば千代田区長さんとかは選挙で選ばれるという形になります。総合区の場合は、区長さんに該当する首長さんはいわゆる大阪市長になりますので、総合区長というのはあくまで市長の内部組織でしかございません。その総合区長さんをどう選ぶかというのは、今は一般職という区長さんの位置づけが、地方自治法が総合区を導入した時に総合区長さんを特別職という位置づけにしております、この特別職というのは何かといったら、その選任に議会の同意が要するという点で今の区長さんと違う点でございます。

今の区長さんは、例えば花田区長さんなんかにしても市長が旭区長さんをしなさいと任命するんですけれども、今度の総合区長さんになった場合は、市長が例えばAさん、Bさんを総合区長にするとはいっても、それを市議会の方に同意案件というんですか、形でかけてこの人を例えば第二区長さんにすることに対してどうですかという議会のご議決が要りますので、そこが大きく変わってきます。ただ特別区長さんみたいな公選とはまた違います。

それから説明責任を受ける行動というのは、あくまで区民の方への説明責任というイメージで考えておりますので、単に行政内部に対する責任という意味ではございません。

（司会）

次の方おられましたら。そしたら通路側の、はい。マイクをお持ちします。

（市民）

本当に遅くまでご苦労さんです。皆さん、大局のところばかりなんですけど、私、ちょっと細かいところで16ページ、区長さん、総合区長さんというのがあると。その後、意見等を進言されるところとして総合区政会議とかあるいはその下、またさらにぶら下がっておって地域協議会とかありますね。メンバーの選出はどうするんですか。

それがいつも思っているのは、振興町会にちょっとかかわっておるんですわ。どないかってんねんと、組織が見えない訳ですね、ずっとこの20年やっておりますので。少しそういったところ、今度、総合区をやっていくに当たって、こういった区政会議とか、協議会のメンバーはどういうふうな方でもって構成するのか、どういうふうに出るのかといったところを教えてください。

(田中副首都推進局理事)

きょうはこういうパンフレットという形で非常に簡単な資料になっているんですけども、このもとにきょうお手元にできませんけれども、こういう総合区素案というもっと分厚い資料がございまして、それをこれはダイジェスト版にしているんですけども、そこの中に地域協議会のまず委員につきましては、地域団体から推薦、これはあくまで考え、今のタイミングですけれども、地域団体から推薦された委員、それから公募委員、学識経験者等から選ぶという形で10名から50名以内の範囲内というふうに素案の方ではしています。

それで、総合区政会議におきましても、地域協議会委員の中から推薦された、いわゆる地域協議会委員さんの中からさらに総合区政会議に来ていただく委員さん、それから地域団体から推薦、公募委員さん、学識経験者等とかあくまで委員メンバーとしてはそういう形を考えておりまして、今後、詳細設計は詰めていきますけれども、アバウトにはそういった形から人選を考えております。

(司会)

ほかにご質問の方。そしたら、左の列の前から3列目の方ですか。前から3列目の方ですね。はい。

(市民)

きょうは大阪の市民といいますか、旭区民といいますか、現行の24区の中でこういった問題があって、だからこうするのかなというような議論があるんだなと実は思っていました、ところが聞いていると、いきなり副首都というふうな問題が出てきて、副首都をつくるためにその制度として都構想でありあるいは総合区でありというようなことを考えていますねんという話なんですけれども、実際のところ、今の市民なり区民が今の制度の中でこういった不都合があって、こういった不満があって、だからこうするんだというような議論というのは多分されていると思うけれども、その辺の話を聞かせていただきたいなというふうに思うのと、仮にこれをやったって人口減少に歯どめがかかりますか、かからないですよ。実際に20年間の推計が出ていますけれども、全ての8区とも減っているんですよ。超高齢化なんてこれ日本全体の問題であって、これをしたからそれがとまるというものでもない訳でしょう。ですから、本当にやりたいことがあるんなら、今の24区の体制の中で改善をしていきやいいんと違うかなというのが意見です。

(田中副首都推進局理事)

24区制度になって大分時間がたちます。当然ずっと何もせずに来たという訳ではなくて、例えば区CM制度を導入していろんな区政の充実も図ってくる。あるいは区長さんの予算を拡充して、区長権限の拡充という点は、これはずっと不断にできております。ただその中でもやはりこれでは限界があるだろうという市長の発想から、こういった両制度に転換していこうというのが大きな議論としてございます。

仰るように、即何かお金が入るようなシステムは即できるのかといたら、多分これは

非常に難しいと思いますけれども、ただそのために経済を復活させて経済活動を活発にすることによって税収とかのリターンをして、将来そういった確保を図っていこうというような大きな視点で区政の設計をしているということでご理解いただきたいと思います。

(司会)

ほかにご質問のある方。そしたら、左の列の通路側の、奥の通路側の後ろから、もう一度手を挙げていただけますか。はい。

(市民)

本日の説明を聞かせていただく中で、特に19ページの総合区長の役割といいますか、そのところが非常にきょう印象に残ったんですが、そこで、まず総合区長、先程の方の質問にもあったと思うんですけれども、総合区長のひとつ任期ですよね。このあたりを最長どれぐらいまでが適切であるかというふうにお考えになっているのか。当然、議会の同意ということもあったと思うんですが、そのあたりどういうことなのかと、要は任期ですね。

一つ、あと後段の部分でご説明があったと思うんですけれども、総合区長のインセンティブというふうな施策も移譲していくというふうな中で考えると、この総合区長の力量によるまたはマネジメント力の差による総合区間の格差みたいなものが発生してくるのではないかと。そういった時に最後、市としてバランスを保つのか、それとも総合区長同士のある意味自由競争を保つのか、どちらを尊重しながら総合区としての役割を担っていくのか、このあたりについてご質問したいと思います。

(田中副首都推進局理事)

任期につきましては、総合区を地方自治法制度がつくった時に法律で4年と決められておりますので、これは4年になります。

あと、マネジメントの部分というのは、インセンティブというここで資料で使っているのは、例えば処分予定地として余剰地があると、これを売った時に例えば率はイメージのために、例えば10%還元しますという意味では、これは差をつけていただいて頑張った区長さんはそういった財源を確保して区政に反映するからその部分は差が出て、うちの区長さんは頑張っているなという、先程の予算の時の区民に他区の状況を示すことによって、うち頑張っているからこっちの区も頑張っている、その部分は差がつく、ある意味差をつけていくという部分の思想もありますが、ただ区長さんの力量にはかなりの部分というのは、これは市民としての共通性というんですか、公平性というのは担保していかなあかと考えております。

(司会)

ほかにご質問あられる方おられますか。そしたら通路側の後ろから4番目の方ですかね。もう一度手を挙げていただけますか。その方です。

(市民)

総合区になることについて、ちょっと疑問があるということを発言されておられた方がおりましたんですけれども、私もその一人なんです、例えば10ページに道路・公園の維持管理ということで、より迅速かつきめ細かいということなんです、現在でも私の家の前は公園なんです、実にきめ細かくやっただいてののにあれ以上どうするのということで、今でも十分満足している状態なんですけれども、それで、そういうことがあるのもうひとつ総合区というのは何のために必要なのという疑問につながるんですけれども、例えばいつも、6ページに二重行政、この一番大きな目標として住民自治の拡充と二重行政の解消と書いてあるんですが、この二重行政の解消は、例えば非常に抽象的に書かれてあるんですが、何をもちて二重行政とされるのかなというのが一つと、それからいろいろ今までに市民の説明会をやっておられて出てくる質問というのが多数とあると思います、それを一覧表にして、回答も含めて一覧表にして出していただいたらより分かりやすいん違うかなというように思います。

以上です。

(田中副首都推進局理事)

既にきめ細かな施策をしていただいているところは、それは局で頑張っているということとありがとうございます。ただ全体で見た時に、やはり区の方に要望が来て局に、例えばお願いしてもなかなか優先順位を局で決めますので、全市レベルで決めるという点が差が出る可能性はあると思います。

それから二重行政につきましては、これは少し、いつも議会の方で答えていることをそのまま少し説明させていただきますけれども、本市において二重行政ということにつきましては、大阪府・市間の連携が不十分で効率的に施策を進めてこられなかった点あるいは全体的に見た時に最適化が図られていない点が二重行政の弊害として説明しております。例えば信用保証協会の統合とか、環境科学研究所と公衆衛生研究所の統合、工業研究所と産業技術総合研究所の統合などが統合の事例として挙げられているところでございます。

あと……

(司会)

すみません、Q&Aは私の方からさせていただきますと、今ご質問ございましたように、いろんなご質問が出ております。その部分について、また後程お答えさせて、ご案内させていただこうと思っていたんですけれども、いただいたご意見、ご質問等につきまして、まとめまして集約した上で、回答の方をホームページ上でまた年は明けるとは思うんですけれども、まとめた上でお返しさせていただきたいなど。当然ながらそれを皆さんにもご周知する、何らかの形でその制度のご周知というのもまた引き続き、ご理解が賜れるような形でいろんな方法で周知の方法については考えていきたい、内容についても考えていきたいと考えております。

すみません。そういたしましたら、そろそろお時間が参ってきましたので、あとお一人で最後にしたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

そしたら、先程の後ろから4番目の青い服の方ですね。

(市民)

ありがとうございます。

20ページの一番上の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実イメージなんですけれども、これは82億から226億円になるという、ちょっとほんまかいなみたいな数字が載っててすごく分からないんですよ、内容が全然私には。説明聞いて分かるのかも自信ないんですけども、もっと分かりやすく書いていただかないと、とてもこんな数字になるとは思えないし、さっき説明しはったけれども、ちょっと分かりにくかったし、もっと説明を分かりやすく書いてほしいんですけども。

(田中副首都推進局理事)

これは総合区になれば82億が226億に増えるという意味ではありません。これはあくまで28年度の決算、大阪市内で既に使ったお金を決算というんですが、その決算額を誰が決めたかと。この金額を誰が決めたかということで分類して、まず左を見ていただきたいんですけども、区予算82億というのは、区長がこの82億を予算執行決定した金額、予算か。予算を82億で決めたと。上の区CMは、区CMといって区長が管理をしますけれども、上の決裁、お金を決めるのは局ですので、これが159億あるんですけども、最初に事務配分を申し上げました。局から区役所に事務を持ってくるということによって、この通り、今、私どもが示している案の通り、事務を局から区に持ってきたら当然局に予算はついてますね。それがこっちへシフトするから総合区の予算が226億、いわゆる増えるというか、配分がえみみたいなイメージですね。定義づけを変えたらこうなるということで、それは結果において区長がみずから決裁して決められる予算がという視点で見れば増えると。そういうような資料になっておりますので、申し訳ございません、見にくい点はあるんですけども、そういう趣旨でございますので。

(市民)

それだったら……

(司会)

その点に関して、あと一点だけすみません、もうお時間ですので。

(市民)

それだったら充実イメージという名前じゃなくて、その内容を含めたちゃんとしたネーミングじゃないと。すごいちょっと……

(田中副首都推進局理事)

ご指摘は分かります。ただ区長が決められる予算という視点でやはり充実という評価をしているところでございますけれども、ご指摘を踏まえましてまたさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。遅くまでおつき合いいただきまして、真摯なご質問ありがとうございます。

(司会)

そういたしましたら時間に限りがございますて申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりましてお知らせ申し上げます。

本説明会ですけれども、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信の方を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙ですが、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いします。

また、1月3日まで市のホームページからでもご質問いただけるよう受け付けております。

先程もお話ございましたが、いただいたご質問等につきましては、また集約の上、ホームページに回答の方を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明用資料につきまして受付に置いておりますので、ご近所等で説明に利用される、お配りいただける場合はぜひお持ち帰りくださいませ。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

遅いですので、お忘れ物のないように座席の周りをご確認くださいませ。ありがとうございました。